

平成31年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和元年9月18日(水) 16時00分～17時00
場 所	阪南市役所別棟 第4会議室
出席者	<p>阪南市立小学校長代表 上 荘 小 学 校 長 濱井 英洋</p> <p>阪南市立中学校長代表 鳥 取 東 中 学 校 長 田窪 宏年</p> <p>泉南警察署生活安全課 少 年 係 長 清水 敬次</p> <p>阪南市子ども家庭課 子育て総合支援センター 宍道 恵子</p> <p>大阪府教育庁 チーフスクールソーシャルワーカー 中山 美和</p> <p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 丹野 恒</p>
事務局	<p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 花元 英夫</p>
欠席者	<p>阪南市総務部 人 権 推 進 課 長 山本 浩司</p> <p>岸和田子ども家庭センター 総 括 主 査 池田 かおり</p>
傍聴者	なし

協議内容

- ①開会
- ②会長挨拶
- ③議事
 - (1) 協議会の運営について
 - (2) 阪南市のいじめの現状について
 - (3) いじめ防止対策について
 - (4) 今年度の取組について

議事録（要点筆記）

事務局

事務局の宣言により開会

事務局

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条1項により、本会議の会長は互選により選出する。令和元年度は学校教育課長を会長に充てることについて了承を求める。

多数委員

～承認～

会長

阪南市のいじめ問題対策について忌憚のないご意見をいただき教育行政に反映したい。いろいろな提案や取組について報告があるが、皆様の意見などを今後、いじめ問題対策に活かしたい。

議事

会長

(1) 協議会の運営について 事務局よりご説明願う。

事務局

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としており、傍聴人及び報道機関への公開について了承を求める。

多数委員

～承認～

会長

(2) 阪南市のいじめの現状 について事務局よりご説明願う。

事務局

それでは、議事(2)「阪南市のいじめの現状」について、説明する。

資料1の1ページ目、阪南市のいじめの現状について。

①本市では、平成28年度から平成30年度の3年間で、いじめの認知件数が、7

5件から171件と2倍以上に増加している。

続いて、その下のグラフは「いじめの認知率」を把握するため、1000人当たりの認知件数を表したもので、「1000人率」という言い方する。

これは国の1000人率と阪南市の1000人率を一つのグラフにしたものですが、平成29年度が一番上にある「ひし形」のグラフが、国の小学校の1000人率で、その下の「三角形」のグラフが阪南市の小学校の1000人率。その下の正方形が「国の中学校」、一番下の丸のグラフが本市の中学校。

本市も認知率は上昇しているが、国の認知率の上昇の方が大きい。

②このいじめの認知件数の増加につきましては、1ページ目下段に記載していることが背景にある。

「いじめの定義」が変遷した。

昭和59年頃からいじめが社会問題化し、国がいじめに関する調査を始めました。

その頃は、いじめの定義は「自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの」となっていた。

しかし、そこから何度かその定義が変更され、現在は、いじめ防止対策推進法によって、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。かつてあった『一方的に』『継続的に』『深刻な』という文言は平成18年度になくなり、いじめの捉えが大きく広がっている。

その中で、いじめの正確な認知について、文部科学省が平成28年に通知を出した。資料の5ページは文科省通知の別添資料だが、いじめの認知をめぐる平成28年当時の現状として、いじめ認知の千人率が都道府県によって、大きな差があることがわかった。それを前提に3つ目のひし形マークのところにあるように、「先生それぞれでいじめの捉え方に差があるのではないか」という指摘とともに、「いじめの認知を正確に行うことが大切」ということを示した。

この考え方は、現在も言われており、平成30年3月にも、「いじめを正確に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能する大前提である。」と通知されている。

資料6ページの中段あたりにも、「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし」と記され、本市でもその考えのもと、しっかりと、いじめの定義に基づいて積極的に認知するよう、各学校に呼びかけ、その結果、いじめ認知に関する「網目」が細かくなり、認知件数の増加につながっていると捉えている。

質疑

会長

現場ではどうか。いじめの実数は増えている感覚はあるか。

委員

増えている。特にインターネット上のものは多くあると認識している。
現場の意見として、保護者から「ゲームの中でこんなことを言われている」という訴えがある。保護者の意見をそのまま認知として受け止めてよいか難しい。
インターネット上のことについて知り得ることが学校としては難しい。

委員

中学校でも確実に増えている。あらゆるところで認知している。我々教員の古い感覚で、以前はいじめが起こるのは教員の責任という考えがあったように思うが、今は違っている。いじめと認知し、教員が間に入ることが増えている。しかし、子どもたちの問題に大人が入り過ぎ、子どもたちが自分たちの力で解決することができなくなってきている。

会長

教育以外の場ではどうか。

委員

警察としては、事件として取り上げるかどうかとなる。ほとんどは保護者が警察に訴えてくる。子どもが解決しようとしているところに、保護者が入り過ぎ、解決できる問題も解決しないことがある。保護者は、学校は何もしてくれないと訴え、学校の責任ではないかという話が数多く来るが、事件としても小学生に対して処罰があるものではないので、結局は自分たちで解決してねという話になる。
保護者から話を聞くと、根が深いものも多いと感じる。今回の事案について訴えてくるまでに、3年、4年前から他のことからトラブルが始まり、そのトラブルがずっと続いているという話が多い。

会長

認知については教員の意識をそろえていく必要がある。

会長

(3) いじめ防止対策について 事務局より説明願う。

事務局

いじめ防止対策についてご説明いたします。2ページ目、この現状を受けてのいじめ防止対策についてご説明する。

①市が行ういじめ防止対策とは、「阪南市いじめ防止基本方針」に記載している「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ防止対策委員会」によるものが中心となる。いじめ問題対策連絡協議会は今日ここで開いているこの会議だが、いじめ防止対策委員会、つまり第三者委員会についても、開催に向けて、現在委員選定の調整を行い、できるだけ早期に開催できるよう、進めている。

②続いて、学校が行ういじめ防止対策について先ほど、いじめの積極的な認知についてご説明したが、「いじめは絶対に許されない」「対等で豊かな人間関係を築く」という基本理念に基づき、まずは「未然防止」の取組を懸命に行っている。

人権教育や道徳教育の学習において、いじめ問題について学び、考えていく取組を各校で行っている。特に「道徳」が「特別の教科 道徳」となった背景にはいじめ

問題があり、自分ならどうするのか、と「考え議論する道徳」に転換し、学習の充実をはかっている。

また、いじめを許さない学級づくり、集団づくりを進めるとともに、いじめについて考える取組みなどを、子どもたち自身が生徒会活動などにおいて実施するといった様々な取組を各校で工夫して行っている。

その他、相談窓口等を周知することで、一人で抱え込まずに早い段階で相談できる体制があることを子どもたちが知ることができるとともに、一定の抑止効果もあると考えている。

それでもいじめが防止できなかつたときは「早期発見・適切な対応」が重要。

早期発見に向け、すべての学校で、年間複数回、定期的にアンケートを実施している。だいたい5月・6月ごろ、10月・11月ごろ、1月・2月ごろに実施し、内容は担任だけでなく、生徒指導担当者や管理職も確認し、学校で管理しています。アンケートは実施するだけでなく、その記載をもとに担任等により、個別に話を聞く機会を設けている。

また、スクールカウンセラーへの相談から、いじめ認知につながることもある。

いじめの解決に向けては、学校はそれぞれ「学校いじめ防止基本方針」を作成しており、それに基づいていじめを認知し対応を進めている。

さらに近年では、専門家としてのスクールソーシャルワーカーの活用も進み、事案の整理や福祉との連携の視点などについて学校が助言を受け、適切ないじめ対応に繋げている。

③次に市教育委員会としてのいじめ防止対策。

学校と同じく、まず「未然防止」をめざし、毎月の校長会、教頭会や学期ごとの生徒指導担当者連絡会において、いじめの認知件数などの現状や仲間づくりの効果的な取組を共有し、各校の取組改善に繋げている。

また、生徒指導担当者や人権担当者を対象に、生徒理解力、生徒指導力の向上をめざす研修も実施している。

また、中学生生徒会サミットでは、例年、中学生自身が「いじめをなくすためにできること」を話し合っており、各校に持ち帰って、生徒会の取組に繋げている。

いじめの防止や早期発見、適切な対応に向けては、それぞれの教員が対応するのではなく、学校体制として取り組むことがとても大切。

その学校体制を見直すツールとして、チェックリスト案を各校に配付し、学校いじめ防止基本方針の見直しも含め、学校体制の確認と見直しを指示している。

「早期発見・適切な対応」に関しては、定期的な取組として、毎月各校からいじめの認知件数等をまとめた報告を受けており、その内容については、各校の生徒指導担当者等に確認を行っている。

校長会、教頭会では、大阪府教育庁や文科省からの通知や伝達事項等を周知するほか、対応について指示を行っている。

また、先ほどご説明申しあげました、「いじめを正確に認知することは、いじめへの

対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能する大前提である。」ということ
をふまえ、「いじめの認知」について、校長会、教頭会、生徒指導担当者会でくり返
し確認し、積極的な認知について指示している。

相談窓口につきましては、市の窓口を広報はんに掲載しているほか、ライン相
談などの大阪府等が行っている相談窓口等をまとめ、一覧表にしたものを学校に提
供し、児童生徒保護者に学期に一回は周知するように指示しております。

そのほか、適切な対応を行うための学校支援として、指導主事が学校のいじめ防止
対策組織の対応を共に考え、指導助言を行うことや、スクールカウンセラーやスク
ールソーシャルワーカーなどの専門家を派遣して、事案を整理したり、多角的に見
たりするサポートを行っている。

加えて、いじめを早期に発見し、適切に対応できた場合でも、いじめの再発や被害
児童生徒がしんどくなってしまふことを防ぐため、その後の経過を学校に確認する
ことも行っている。

質疑

委員

連絡協議会は年間 3 回とある。いじめ防止対策委員会は、年にどれほど開催するの
か。また、専門的な知識を持つ人として、誰を予定しているのか。

事務局

弁護士、医師、心理士、社会福祉士、学識経験者の 5 名を予定し、現在調整中です。
年間 2 回、市内のいじめ案件について、対応はそれでよかったのかという点検と、
重大事態が生起した場合、実際の調査に対応していただく場合を想定している。

会長

連絡協議会も、防止対策委員会も、様々な形がある。本日の会議の運営についても、
他市を確認しても様々な形がある。それぞれの立場から何ができるかを話し合い、
今後の方針を検討していきたい。

委員

学校のいじめ防止対策に、初期対応についての記載などあるか。初期対応がすごく
大切。基本的にいじめの初期対応は担任がするが、担任の初期対応の差がすごく大
きい。初期対応 1 つで、解決する話も解決しなくなってしまう場合がある。いじめ
を認知してから、どのように対応すべきかのチャートなどを作ることもできるので
はないか。いじめについての対応をどうすべきかを決めておくことが 1 つと、記録
をとることの大切さについて周知を徹底すべき。チャートを設定することで、保護
者への連絡をしていなかったことからトラブルに発展することなども防ぐことがで
きる。チャートか、チェックリストがあれば、担任が一人で対応しなければなら
ないことが無くなる。

会長

現場にいたとき、不審者情報の対応について、学校で決めたことがある。
経験の少ない教員も増えているので、そういったチャートも必要かもしれない。

委員

対応を一人で決めず、協議する場や協議するためのツールが必要だと感じる。

会長

確かに、チャートなどがあることで、個別対応ではなく学校体制としての対応にできる。府教委の提案しているセルフチェックシートは利用できそうか。

委員

各校レベルで対応については作っていく必要がある。本校にも、差別事象に関する対応チャートはあるが、いじめ事象に関する対応チャートはない。いじめの対応チャートを見ながら教員が指導することはないが、どのように対応すべきかのよりどころとなる。

会長

先ほど委員から指摘のあった、学校の記録について、よく抜けているところはどのあたりか。

委員

後で全く知らない人が読んでもわかるものを記録として残さなければ意味がない。誰が誰に言ったのかという記録が必要。時間がたつと、教員も覚えていない。後からは記録しか頼りにならない。記憶は頼れない。記憶に頼ると解決できなくなるので、簡単なものでも記録しておくことが必要。誰が誰から聞いて、誰が家庭に伝えたかの記録が大切。

委員

警察でも、備忘録に事件の経過などすべてつけている。裁判も想定した記録を常につけている。若い刑事は忙しいので、記録するのがしんどい場合もあるため、上司が代わりに記録しておくこともすることで、若手を助けることもできる。

事務局

警察の事情聴取について、研修などあるのか。

委員

研修などはない。基本として、5W1Hを確認していただくだけである。聴き取りの中で「なぜそうしたのか」を確認することで、嘘をついていることを認める場合もある。確認する部分については、感覚である。

委員

家庭児童相談所も、記録は大切なので、システムを入れている。誰がいつ、誰と話したかを常に記録している。

委員

警察も全署で一本化したシステムを活用している。客観的に記録ができるようにシステム化しているが、システムを作るには非常にお金もかかる。「いつ、どこで、誰が入力したか」まで出る。事案に関わっている人が共有するために見るのには非常に便利。閲覧制限はもちろんあるが、どこからでも、誰でも共有できる。

委員

家庭児童相談所も同じ。非常に重い個人情報扱うので、他の端末と切り離し、パ

スワード、利用者制限をかけている。

委員

警察も同じ。USBを挿すだけで、3秒後に本部から電話がかかってくる。ウイルスなどの危険もあるため、外部のUSBが使用された場合は、全てのシステムが止まる。非常に高度なセキュリティが必要である。システムについては、ひとつ基本ができれば、他でも使うことができる。

委員

記録の様式については、文書を作るよりは穴埋めにしてしまう方がらく。5W1Hがあれば、学校がどう対応したのかについて記録を残すことができる。

会長

記録の取り方については、追って事務局でも検討していく。他のご意見はないか。

委員

我々現場の人間は教育者としてトラブルを解消していくことともに、加害に寄り添うことも必要であるためハードルがあがる。どうしていくべきかについて悩ましい部分もある。

会長

市のいじめ防止基本方針の9ページに、いじめの加害者にも寄り添っていくことを明記している。

委員

どのように被害、加害と教育的に関わるかについては、非常に文字にしにくい部分である。

会長

教育委員会議の中でも、もっと被害者に寄り添った内容にせよという意見もあったが、現場は割り切れない部分もある。加害と被害が入れ替わる場合もある。もう一つの課題として、ゲームやインターネット上のいじめである。ネット上のトラブルが直接の原因となっているものが増えているかはわからないが、深刻化しているようには感じるし見つけることがなかなかできない。難しい課題である。

委員

冒頭の話も、保護者からの訴えが懇談で出てきたからわかったものである。

委員

SNS上のトラブルについては、保護者からの訴えが多い。子どもはSNS上のトラブルについて、自分から学校に言うことはほとんどない。

委員

今回の訴えをしてくれた保護者は、すでに保護者同士で話をしてくれていた。課金のトラブルがあったということも聞いている。学校が、インターネットに関わるトラブルを積極的に拾いに行くことは難しい。

会長

市教委に相談に来る事案は、すでに話が大きくなってしまっている事案が来る。S

NSもそれに似ている。SNS上のトラブルが外から見てわかるようになるころには、とても大きな問題になっていることがある。

委員

発見もしづらい。子どもも、インターネット上ではタガが外れている。保護者から子どもにできる話もあるのではないかとということで、最近はPTAなどから保護者向けのSNSのトラブルについての啓発などを行っている場合もある。保護者向けの講話についてはインターネットやSNSのことについて問われることが多い。

会長

SNSやインターネットの使い方については、子どもの方が知識が長けている。大人の対応がどうしても後追いになってしまう傾向がある。

今年度、いじめについてどのような取組をしているのかについて次の議事に移ります。

会長

(4) 今年度の取組について 事務局よりご説明願う。

事務局

4ページ、これまでに伝えたことに加え、今年度、市教育委員会が行う取組について4つ示している。

まずは、市教育委員会及び各学校の体制、取組を再確認し、さらに充実したものへと見直しを図っていく。

平成31年2月に阪南市いじめ防止基本方針を策定したが、子どもたちの生命や安全、人権を守るために、市教委や学校の体制や取組を再確認し、常によりよいものにしていく必要があると考え、見直しを図っていく。

同様に各校で実施しているアンケートについても、実施方法、点検方法、管理方法を確認し、さらに未然防止、早期発見につながるものにしていく。

本市の取組みの見直しに向けましては、他市での取組みが大変参考になる。公開されている他市の第三者委員会報告書を各校に参考配付し、校内体制の確認のため活用するよう指示している。

また、今年度に入って大阪府で連続して生起したいじめ事案を受けて、大阪府教育庁が作成した「いじめ対応セルフチェックシート」等を使った研修を計画している。

いじめは、重大な人権侵害事象であり、子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであると十分認識し、未然防止に努めるとともに、いじめを的確に把握し、生起したいじめに対しては、迅速かつ適切に対応するよう、今後とも努めていく。

会長

今後、より具体的に体制を見直していくことが必要である。

チャートの作成と記録の取り方について、大枠も決めることができていない。主観の入らない客観的に記録できるものをつくっていくことも必要である。こういう取

組みを広めたらと言ったものはいかがか。

委員

別の話になるが、方針の9ページのいじめの解消について、行為が止んでいることと、嫌な思いをしていないことの2つの要件があると理解している。概ね3ヶ月という記載はあるが、なぜ3ヶ月なのか。

事務局

平成29年3月に改訂された国のいじめ防止基本方針といじめの重大事態の調査に関するガイドラインに、概ね3ヶ月という記載があったものと理解している。それ以外の根拠はない。

会長

いじめの認知件数は増加している。いじめの状況がどうなっているのか、解消に向かっているかについて、学校がどこまで追いかけることができるのかも大切なことである。次回は市のいじめ防止基本方針の細かい部分について見直していきたいと考える。

会長

最後に意見やアドバイスはないか。

各委員

～無し～

会長

事務局にあっては、ただいまいただいた貴重なご意見・ご提言を、阪南市政、阪南市教育行政に活かして行ってほしいと思います。

事務局

阪南市いじめ問題対策連絡協議会は、年3回開催することとなっている。次回第2回の開催は、令和元年12月、第3回の開催は3月を予定している。日程については追って調整させていただき、改めてご連絡する。

事務局

終了宣言